統的少なかつたのである現在では『コールター染料』の數は實に一千種を數へ得るのである。

吾々は議論を進ひる前に最近五十年の間に商業上成効した染料の應用に關して其主要なもの二三につきて鳴べるであらふ。アニリン・ブラックは千八百六十年（六十六年前）に發見せられてより此方適當に染められれば綿布、綿糸下の黒染に最も適するものとして實用せられてゐる珍らしい事には直接染料の最初の製品即ちコンゴ・レッド（千八百八十四年『四十二年前』）が今も印度の或染色色業者間に多量に用ひられ、ベンゾ・パーアリン（千八百八十五年）は歐米の鞣種した染色家にも相等量用ひられてゐるのである。パラ赤（千八百八十年）は千九百十四年まで使用せられてありし如く綿染に有用ではなくなりた。合成媒染々料の魁であるアリザリン（千八百六十九年）は纖維に簡單に應用出來る他の染料が發見されたが爲めに茲に二十年來は昔日の光輝を失ふに至りた、實際其のアリザリン型合成媒染々料は是れまで羊毛の堅牢染色には無くてはならぬものでありたが今日ではそうではない、然し綿捺染には引續き多量に用ひられてゐる。ログウードは染色工藝の總ての方面に多量の消費せられ、フスチック及カラキュールも相等量使用せられてゐる。

千八百九十三年に初めて然も有用な硫化の黒色染料が發見せられた、而も堅牢なるが爲過らくはインジゴを除いた他種染料で現今此位多量に消費さるゝものはあるまい。茲に思ひ合はさるはアンスラキノーンからバット染料が導かれ其系統の第一に發見されたインダンスレン（千九百〇一年『二十五年前』）が今も尙硫化染料の黒に於けるが如く實用せられている事である。兩屬は他種染料の大部分が發見せられて後に顯はれたものであるにも拘ず今日尙第一位を占有してゐる。

アゾ種屬の色素が最初店頭に出たのは千八百七十六年頃でありて十九世期の末頃には色素製造者の實驗室で試驗中のもの又は造られてありたものは多數でありたと想像に難くない。

染色法の一般考へから離れて或る特種の目的に對して一種又は二三種の染料を最適し其應用適當した設備の撰定を爲し其の製造工程の一部分は染色業者によりて行はる方法が注意せらる偶々材料が常施を逸することあるも多くの場合極めて特別の場合にか過ぎないのである。

二三染色工場の經營は異た製造系統の纖物纖維の總ての種類の染色を爲し得る設備を完成したものがあるも此工業の最近の傾向は一工場にて材料の特種品一ッ又は二ッの所理を成すにある。斯の如き狀態にて大量生產を行へば從來の稍高級なる分業で行はれてありし場合よりも一層優秀でありて其結果は設備に遊びがなくなり過剩なりし仕事は最底の狀態に遇下せられ原價計算は比較的簡單となる。斯樣な考へは英國に於ける染色の實仕事業者の發展に顯着な部分を爲すであらふと信ず。

然るに北米合衆國に於ては新に建設せらるゝ纖物工場の設備は各製造部門を一括した式の行り方が流行してゐる。染色設備が纖物製造事業の一部に屬する以上合併せしむるは特別の場合として誠に策に當を得たものであるが一面に於て多くの場合斯樣な設備は纖物工業の非常に分業せられた部門で發展した近世染色業と等しく種々の困難を伴ふ事及經費を多く要する事は容易に信せられるのである。

而して大なる成効を期待せらるゝは各の受持ちに於て集積された廣大なる智識を持て適當な調練と經驗により確實と敏捷を持て日々に起る問題を解決し得る役員の努力によりて成り、夫れ以外の工場にては稀にしか爲し遂げられない事は明である。然れ共是等の點から全く離れて二十世期の染色家と染料學者の緊要なる資格は習熟した經驗、染料の性質につき十分の智識、色に關する鋭敏なる感覺及び速な判斷等を所持せねばならぬ。

最近の染色設備

機械染色法の各種が出現したけれ共手工染色法の各種方法を排棄せしむるに至らない。英國の染工場に送り込まるゝ綿糸の約半數量は棒手で染色せらるゝものと信ずる。又絹糸毛糸及他の糸も同樣なる方法で染色せられるものが大部分であらふと思ふ。然るに人造絹糸の染色は甚だ冷淡の如く思はる苟も法に據て組織せられ各加入手續をなしたる以上は協同一致し其進歩發達を圖るが當然であるのに甚だしきは組合員たるや否を知らず漠然組合の存在すら知らざるものゝ如き或は法律上組合に加入する義務あることを知りながら之を避けらるゝ如き人も少なくないよふに考へらる。斯かる人々が多ゐとすれば組合の發展を阻害することで忽ち其利害は當業者の營業に關係することゝ思ふと衆心に耐へない處であるのみならず組合は何にらの意義をなさないものになりはせぬか？

のゝ染色には密閉式染色機が用ひられ其改良は近年著しき發達を遂ぐるに至りた。綿糸の經糸染色法は普通にマルチプル・ボックス型機械として知られたもので多量に染色せらる、一般に經糸染色法は今迄紹介せられた纖物纖維の染色中困難なものゝ一とせられてある。

ビームに卷かれた經糸を染むるに從來の經糸染色機に代るものを造らんと頻りに企られたのである。此の實際方法は北米合衆國で可なりの成効を見たやうである。此二者につき生產資金工場費及確實性につき比較を試みるにビーム染色法は賃染業によるよりも總括した製造工場に對して一層適當した方法である。

布染には一般に知られてゐるジガー染色機が用ひられてゐるが大した變化はなく强ひて云へば從來より一層一般的に使用せらるゝ樣になりた、特に綿布、交織布、絹布及人造絹糸布染に用ひらる。繩狀で綿布の染は總捺染の或式のものと連續して有用である。其方法はモヘヤ布及毛布の染色に用ひらる一般の方法と稍似たものである。

（つゞく）

寄書欄

（此種の寄書を歓迎す）

現今の染織界を見て

（組合員　林　熊次郎）

同業組合なるものは各自職業の確立を圖るため又一方保護奬勵をなし業務の隆盛發展を期する唯一の機關であることは申す迄もないのである。然るに近時一般組合員は組合に對する態度は甚だ冷淡の如く思はる苟も法に據て組織せられ各加入手續をなしたる以上は協同一致し其進歩發達を圖るが當然であるのに甚だしきは組合員たるや否を知らず漠然組合の存在すら知らざるものゝ如き或は法律上組合に加入する義務あることを知りながら之を避けらるゝ如き人も少なくないよふに考へらる。斯かる人々が多ゐとすれば組合の發展を阻害することで忽ち其利害は當業者の營業に關係することゝ思ふと衆心に耐へない處であるのみならず組合は何にらの意義をなさないものになりはせぬか？

組合員は單に一般組合員が一の分体であるとすれば關係にありながら之を思はず相疎隔して居ては何らの働きも出來ぬのは寧ろ當然のことであるが、僅かに時勢に引づられ餘端を保つに過ぎないのは誠の罪であろふ他の府縣に於ての同業に比較して見ても京都の染色業は遲々として同じ進歩を彷徨し居るが分ります。

然らば一般組合員の各自が組織して維持し行かねばならん組合を利用し親しむ事を敢てせないのであろふか奇怪に思ふも要するに組合員が其業務に熱心度を欠き自ら研究を怠り他人のマネをなすを能事とし得へて居るが如きもの多きに力しる誠意がない結果ではなかろふか又一つは組合員同人相互に接見して意志の疎通を圖る機會に乏しいために同業者間なり營業狀態なり取引關係なりが少しも聯絡が採れないために增々疎測する爲より結局冷淡に流るゝのではなかろふかと信ずる。於是斯かる弊風は總て除去し組合員は擧て見合を有意義のものにならしむるために競爭すると同時に時世に鑑みて自覺せねばならんと思ひます。組合員も惡いか組合も亦活動して組合員を誘導し扶掖せねばならん。是は吾人は左の諸問題の實行を要求するそれは

關係研究の法を設け他府縣に於ける染色の現狀を視察せしめて參考材料とする事

毎月講演會を設け社會の趨勢を知らしめ又斯業の智識を發達せしむる方法を採ること

職工徒弟の修養を奬成するため遠足旅行或は運動會を催ふすこと

完全なる機關紙を設け有益なる記事と趣味ある文字を掲げて智識を涵養すること

組合員又は職工徒弟のために講習會を開き指導の方法を設くること

組合定狀及部規約等の勵行に勉め組合の覺醒に盡すこと

以上は緊急の問題として組合當局者に對し要求するは吾人組合員の權利と信ず組合員が自覺せねとて組合が之れを看過するは其罪一層深しと信じますが如何のものにや敢て問ふ

京都染物同業組合月報

第二百二十九號

發行兼編輯人　新野貞愈
印刷人　森木文次郎
京都市堀川竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話本局一六七七番

公示

◆公示第十二號

左記ノモノ職工徒弟契約ヲ廢絶シタル旨記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

大正十五年五月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員内貴　庄八職工　北川末松
〃　〃　原　勇次郎　〃　木下良次
〃　〃　石崎末次郎　〃　河本庄平
〃　〃　大塚治太郎徒弟　〃　谷原信一
〃　〃　松田利一　〃　谷原順一
〃　〃　野村時太郎　〃　河田樂太郎
〃　〃　植田德太郎　〃　原　勇次郎
湯製斗部員新谷　榮吉〃　西川源造
〃　〃　山田　トミ

◆公示第十三號

左記ノモノ職工徒弟取締規第九條ニ抵觸スルモノニ付組合員ニ於テ除名スルコトヲ停止ス

大正十五年五月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

形彫部員　岡部宇三郎徒弟　高辻　登
〃　〃　竹村初太郎

雜錄

◆各部に於ける決算豫算　湯製斗部御召再整部形彫部綿織部絹帛請色染部糸經色染部に於ける十四年度決算及十五年度豫算左の如く報告せり

○湯製斗部大正十四年度收支決算

收入之部

一金貳百七拾八圓貳拾錢　部經費徴收高
一金五圓貳拾八錢　前年度繰越金
合計金貳百八拾參圓四拾八錢

支出之部

一金四圓七拾五錢　通信費
一金參拾六圓八拾五錢　事務費
一金九圓貳拾錢　印刷費
一金百拾貳圓五拾錢　職員其他雇人費
一金六拾八圓九拾錢　會議費
一金參拾五圓拾錢　雜費
合計金貳百六拾七圓參拾錢
差引金拾六圓拾八錢　後期繰越金

○大正十五年度部經費收支豫算

收入之部

一金貳百九拾圓六拾錢　部經費徴收高
一金拾六圓拾八錢　前年度繰越金
合計金參百〇六圓七拾八錢

支出之部

一金五圓　文具費
一金八圓　備附品費
一金拾圓　印刷費
一金拾五圓　通信費
一金拾圓　事務費
一金百拾九圓　會議費
一金六拾五圓　勸業費
一金貳拾圓　徒弟奬勵費
一金參拾四圓七拾八錢　雜費
合計金參百〇六圓七拾八錢

右各項目ニ不足ヲ生ジタル時ハ各項目ニ於テ流用スルコトヲ得

○御召再整部大正十四年度部經費收支決算

收入之部

一金拾七圓六拾錢　前期繰越金
一金貳百拾圓六拾錢　部經費徴收高
合計金貳百貳拾八圓貳拾錢

支出之部

一金拾壹圓七拾五錢　通信費
一金參拾九圓七拾五錢　雜費
合計金貳百〇四圓五拾錢
差引金貳拾參圓七拾錢　後期繰越金

○大正十五年度部經費收支豫算

收入之部

一金貳百拾六圓　前年度繰越金
金貳百拾六圓　部經費徴收高
合計金貳百參拾九圓七拾錢

支出之部

一金五圓　文具費
一金拾圓　備附品費
一金拾圓　印刷費
一金拾圓　事務費
一金拾圓　會議費
一金四拾壹圓　雜費
一金六拾圓　通信費
一金四拾五圓七拾錢
金四拾五圓參拾錢
金五圓　雜費
合計金貳百參拾九圓七拾錢
但シ各項目ニ不足ヲ生ジタル時ハ他項目ヨリ流用スル事ヲ得

○形彫部大正十四年度部經費收支決算

收入之部

一金參拾參圓貳拾壹錢　前年度繰越金
金五拾圓　組合十五回競技會補助金
一金貳拾五圓　商業會議所補助金
一金參拾圓　友仙圖案刻補助
一金貳百參拾參圓　部經費徴收高
合計金參百六拾八圓五拾壹錢

支出之部

一金參圓八拾錢　文具費
一金貳拾九圓五拾錢　印刷費
一金百六拾參圓　通信費

一金百七拾六圓六拾五錢　競技會費
一金參拾壹圓八拾貳錢　事務費
一金參拾六圓　書記給
一金百貳拾四圓八拾錢　圖案會補助金
一金百貳拾四圓八拾錢　競技會組合補助金
一金四圓八拾錢　上半期部經費徴收
合計金參百六拾四圓四拾六錢　下半期部經費徴收
差引金四圓八拾六錢　前期繰越金

○大正十五年度部經費收支豫算

收入之部

一金貳拾五圓　後期繰越金
一金六拾五圓　商業會議所補助金
一金貳　競技會組合補助金
一金百貳拾四圓八拾錢　圖案會補助金
一金貳拾五圓六拾八錢　上半期部經費徴收
一金百貳拾四圓八拾錢　下半期部經費徴收
合計金參百六拾四圓四拾六錢

支出之部

一金五圓　文具費
一金參拾圓　印刷費
一金七圓　通信費
一金百八拾圓　競技會費
一金參拾圓　事務費
一金四拾五圓　會議費
一金參拾壹圓四拾六錢　雜費
一金參拾六圓　書記給
合計金參百六拾四圓四拾六錢

右各項目ニ不足ヲ生ジタル場合ハ他項目ヨリ流用スルコヲ得ル

○紋模樣刺置部大正十四年度收支決算

收入之部

一金八拾六圓〇壹錢　前年度繰越金
一金五拾圓　競技會組合補助金
一金武拾五圓　同商業會議所賞金
一金貳百拾九圓九拾錢　部經費徴收高
一金七拾九圓五拾錢　出品之生地代
合計金四百六拾五圓四拾壹錢

支出之部

一金拾圓貳拾錢　印刷費
一金四圓〇五錢　通信費
一金參圓拾五錢　文具費
一金拾七圓〇貳錢　事務費
一金參拾六圓　雇人給
一金百六拾參圓　出品生地代

©Kyozomekai

て其用途は秋向き着尺に應用し得べき模様形に陋るものとし出品點數は五六百點の見込みなりとて副部長北村勝次郎幹事野村松太郎氏等奔走し居れり

◆紋上書部徒弟競技會　第三十一回徒弟競技會は去る十五日午前十時同催せられ當日は京都市長代理千葉助役太田勧業課長京都府本岡商工屬商業會議所會頭代理出席の上佐々木上書部長の同會の辯に次て市長代理の褒状商業會議所の賞品を授與あり當辯祝詞を終て組長八木會長の挨拶徒弟總代村上真治の答辯を以て式を終へたり當日の授賞者は左の通りなるが例年に比すれば甚だ不敏なりしは部役員の熱誠の足らざる處なるべし

紋上書部第卅一回徒弟競技會授賞者氏名

一等賞
村上　真治　古賀文貴智　東谷　浩一
岡田　誠一

二等賞
水谷　四郎　金田誠四郎　井深喜久三
西村　慶助　田中保次郎　落山　一雄
井上　常夫

三等賞
高橋　貞三　大隅　吉雄　高谷壽三郎
安達勝三郎　羽井　平三　井上　正吉
鮎山　正吉　櫻庭喜三郎　近藤　敷行
河部　泰吉　博廼　健雲　俣野　編吉
北川　秀吉　玉岡義一郎　堀田　民子
村井　由常　池内　秀吉　平井　一男
澤田佐一郎　桶田　英作　村山　好次

褒状
山本　泰　島村　友七　大澤治良一
米村伊三郎　中島　弦　安藤　昇一
吉村　定男　山田　義三　赤塚　孫一
河田　豊　三輪　輝治　北村　留吉
井元　義晃　牧　常男　岡本　政治
神田　恒吉　林　義雄　加藤　良喜
前田勝之助　岩木市太郎　村田彌三郎
松川　毅　酒井　市松

市長告辭

京都染物同業組合々長ニ紋上書部第卅一回徒弟競技會ヲ開催シ本日賞品授與式ヲ挙行セラルルニ當リ市長代理トシテ左ノ如キ告辭ヲ與ヘラル

京都市長告辭

今日ハ紋上書部第卅一回徒弟競技會ヲ開催シ本日賞品授與式ヲ挙行セラルルニ當リ市長代理トシテ左ノ如キ告辭ヲ與ヘラル

一金參拾貳圓五拾錢　會議費
一金百六拾壹圓九拾貳錢　競技會費
一金貳拾七圓五拾錢　雜費
合計金四百五拾五圓參拾四錢
差引金拾圓〇七錢　後期繰越金
〇大正十五年度收支豫算
收入之部
一金拾圓〇七錢　前期繰越金
一金六拾五圓　組合補助金
一金貳拾五圓　商業會議所賞金
一金貳百貳拾九圓六拾錢　部經費徴收高
一金六拾九圓七拾錢　第十九回出品生地
合計金參百九拾九圓參拾七錢
支出之部
一金拾五圓　印刷費
一金拾　圓　通信費
一金五　圓　文具費
一金五　圓　備附品費
一金五　圓　事務費
一金貳拾六圓　雇人給
一金參拾八圓　會議費
一金貳百四拾圓　競技會費
一金參拾圓參拾七錢　雜費
合計金參百九拾九圓參拾七錢
○組布諸色染部大正十四年度收支決算
收入之部
一金百六拾八圓四拾錢　部經費徴收高
支出之部
一金貳拾五圓　會議費
一金參拾圓　勧業費
一金貳拾圓　事務費
一金參拾六圓　書記給
一金八　圓　部長會計賞費
一金拾　圓　印刷及文具費
一金參拾圓　雜費
合計金百五拾九圓
差引金九圓四拾錢
○大正十五年度收支豫算
收入之部　後期繰越金
一金九圓四拾錢　前期繰越金
一金百七拾貳圓六拾錢　部經費徴收高
合計金百八拾貳圓
支出之部
一金四拾圓　會議費
一金四拾圓　勧業費
一金貳拾圓　事務費
一金參拾六圓　書記給
一金八　圓　印刷費
一金五　圓　文具費
一金貳拾參圓　雜費
合計金百八拾貳圓
○糸絹色染部大正十四年度部經費決算
一金六百五拾七圓九拾九錢　收入總額
内譯
金五百拾貳圓四拾錢　部經費徴收額
金五拾七圓　新年會賞費徴收額
金八拾八圓五拾九錢　事業部ヨリ補助
一金六百五拾七圓九拾九錢　支出總額
内譯
金七拾五圓　印刷費
金貳拾五圓七拾壹錢　事務費
金拾六圓九拾貳錢　通信費
金八拾五圓　雇員給
金貳拾五圓貳拾八錢　雜費
金四拾七圓七拾錢　備品費
金貳百拾五圓四拾錢　會議費
金百貳拾七圓八拾六錢　表彰式事費
金參拾九圓拾貳錢　十三年度借入金償却

◆徒弟競技會　本月一日午前十時第十九回紋模様糊置部徒弟競技會を同十五日午前十一時より第十六回形彫部徒弟競技會を開催し各受賞者に對し褒賞授與式を擧行し府市商業會議所其他關係部の吏員役員出席し市長より褒賞狀を賞品を會議所會頭より各授與せられたり各受賞者人名左の如し

大正十五年第十九回紋模様糊置徒弟競技會授賞者

○一等賞
猪飼貞次郎　鵜飼　土遺　佐々木秀次郎
大谷　雄一　栗山　源治

○二等賞
橘　留次郎　川尻壮太郎　鳥井　太吉
池原　政藏　野村松太郎　堀川　善彌
田淵金五郎　岡田定次郎　金井義次
大吉知三郎　井上英太郎　中島直次郎
谷本　正雄　吉谷　平三
澤田久次郎　中川　利一　小林　爲一
千種喜三郎

○三等賞
宮田　秀夫　上田　良一
佐藤安次郎　道田　新治　岡村　忠造
番鳥伊太郎　田村治三郎　山本　信男
出倉　龍藏　上田重次郎　野村　一二
中原喜之藏　畠　達一　坂本長三郎
中川喜七郎　大溜勝太郎　田村　文吉
北村芳三郎　所具　榮　出原　與一
三含　久一　井上　勝　臼井宗之助
松本達太郎　光永　德壽　山田　正一
岡田　保三　岸本　一郎　山崎初太郎
遠山久太郎　藤原　四郎　奥村　嘉一
足立　久治　鈴木捨次郎　出原卯一郎
平井　清藏　島本　歡一　中井　宅治
高橋初三郎　平井　福三

○褒狀
岡本　元治　平井　正造　川村源次郎
井上亥之吉　古川　堅三　福井勇一郎
森井米次郎　谷　博三　坂本乙次郎
丸本　鉄藏　本城　佐一　藤川　義一
石田　留藏　矢田時次郎　清水善四郎
福野　太八　戸田政之助　田中連次郎
西田　政雄　宮田　蓮　藤林　惟一
木村永一郎　高橋　淺吉　森下　秀二
斉坂　永　千坂　忠雄　田中安次郎
杉原彌一郎　北川　淺　竹島初太郎
村上　喜市　空木　喜市　東　岩吉
林　廣治　高橋秀次郎　山口　虎雄
出田忠次郎　柏原　勇三　三上　權七
西片久三郎　三谷久三郎　白井權次郎
杉村伊三郎　木下　景一　畠本　孝一
岡田作太郎　近藤　彌一　竹井　長三
足立　勝美　山本清次郎　西村　岩三
青木　藤吉　寺坂貞次郎　和田伊之助
竹井　清義　鳥崎　松次　西村喜一郎
三家　久七　森本正三郎

第十六回形彫部徒弟競技會授賞者氏名

○一等賞
小島　正　吉田　正一　伊東　敬一
春藤　棟吉　長瀬　政一　小川　由吉
市川栄三郎　櫻井　善一　内藤　實雄
谷本　正雄　吉谷　平三
澤田久次郎　中川　利一　小林　爲一
千種喜三郎

○二等賞
片山　茂　伊藤　吉夫
澁下　重雄　新田　勝一
橋本喜三郎　中村　精七
芝　義　藤井長次郎　平本種次郎
芝田　巳門　宮松　安市　石田　秀雄　中田愛次郎
宮垣　秀一　酒井　仙吉　田中　正雄
田中　素　鈴木　久雄　新谷熊次郎
齋藤　敬本　高橋駒之助　市川　種人

○三等賞
大杉清次郎　田中　新三郎　伊藤　信三
吉田　政吉　鈴木　昌造　松尾　高平
石田　一範　千切繁次郎　宮田　正夫
伊藤　貢　白井　瀬實　伊本　貞藏
前川　廣　小林長次郎　吉田芳三郎
上島　清　谷口勘三郎　澁野　直作
中川米次郎　市川　等　上出　俊夫
石原　久男　吉井　六郎　田畑　俊夫
若松　幸藏　中村治之助　小西與惣吉
駒井　啓一　森　喜一　川端　富夫
平田清次郎

○褒賞
宮内　守正　小林　吉藏
伊藤　廣義　藤　長二郎　浅井　德男
芝田安之助　吉田　秋光　前川廣二郎
毛利牧太郎　岩田　政七　藤堂常次郎
赤井　運造　佐藤喜次郎　早崎　賢一
樋口　信一　四方　秀雄　石田　茂
若林　與作　橋本　俊一　末下　三一
早崎五三郎　小林　時吉　木下　正喜
福岡　正三　豊田　貞一　松田　常一
宇野健次郎　草川　彌一　岩田金次郎
下川幸四郎　大田久次郎　三輪　義男
山下常次郎　田中清次郎　眞栖　清
清水　正治　馬場　光三　林　仁八郎
谷　春藏　天川　孝治　藤野　幸三
田中　喜市　村上嘉一郎　竹村棟之助
櫻井　一雄　大杉　榮吉

審査報告

本會ニ於ケル出品ハ四種ノ原圖ヲ與ヘ各其技工ヲ施サシメタルモノナルカ其理由トスル處ハ年齢ノ長ク多ク基準トシタルヲ以テナリ圖ヲ拡大

シ其ノ彫刻ヲ鮮明ニス

大正十五年五月十五日

京都市長　安田精之助

時芒種々値ヒタ蓋ニ京都染物同業組合形彫部徒弟競技會褒賞授與式ヲ擧行セラル同ヲ重ヌルコト實ニ十有六是レ本組合カ夙ニ斯業ノ進展ニ留意シ技能ノ研鑽向上ニ資スル所以ニシテ其功誠ニ多トスヘキナリ

抑モ彫ノ技タルヤ内面的技巧ニ屬シ眼前直チニ百花絢爛ノ美ヲ彷彿セシムルコト能スハト雖モ實ニ之レカ前提ノ基礎ヲ築クモノニシテ全工程ノ藝術的生命ハ全クコヽニ胚胎スト謂ハサルヘカラス本日授賞ノ榮譽ヲ荷ヘル諸氏希クハ自己ノ領域ヲ自覺シ小或ニ安ンスルコトナク益々其技能ヲ琢磨シ斯業ノ聲價ヲ失墜セシメサランコトヲ期セラルヘシ式ニ臨ミ所感ヲ述ヘテ告辭トス

大正十五年五月十五日

京都商業會議所會頭　濱岡光哲

答辭

本部徒弟競技會第十六回褒賞狀授與式ヲ擧行サルヽ當リ不肖幸ヒニ其席末ヲ汚スヲ得タルハ誠ニ光榮ノ至リトス

尚ホ貴賓各閣下ヨリ告詞及祝詞ヲ賜ハリ特ニ商業會議所會頭ハ賞金ヲ下賜セラル光榮更ニ大ナルモノナリ希クハ爾來増々技術ノ研磨ニ勉メ斯業ノ爲メ貢献ヲ以テ今日ノ光榮ニ酬ユルアランコトヲ誓シテ答辭ヲ述フ

大正十五年五月十五日

形彫部受賞者總代　小島　正

次ニ福井副組長會長としての挨拶を終へ閉會せり

◆姫路博覽會及岡崎博覽會受賞者人名　四月一日より五月十日迄姫路市に於て開かれたる全國產業博覽會並に當市岡崎市の國產發展博覽會に出品せる人々の授賞左の如し

岡崎國產發展博覽會審査授賞者

澁歩一等賞　小林正太郎
同　小林松太郎
有功一等賞　宮岸正一
同　長谷川政吉
同　木内晴三郎
同　堤　品藏

澁歩二等賞　小西石藏
有功二等賞　小川惣次郎
同　長谷川萬次郎
同　原民三郎
同　北村平三郎
同　銅牌
同　山賀安次郎
同　象平繁太郎
同　山本秀三郎
同　高橋登次郎
同　平井吉之助
同　永江久吉
同　問所伊太郎
同　都染工塩田邊孟郎
同　川瀬幸次郎
同　谷岡九一郎
同　中島勘助
同　田邊孟郎
同　杉山藤市
同　井上太三郎
同　石川嘉助
同　吉田鉄之助
同　瀬川吉之助
同　狩田九市
同　長谷川捨次郎
同　平井三次郎
同　福村富三郎
同　長谷川新之助
同　青山勘三郎
同　内田松之助
同　山下象三郎
同　鳥田喜次郎
同　田中弘
同　柳田千之助
同　河田樂太郎
同　大塚治太郎
同　田淵鯉一郎
同　村西由太郎
同　吉田房次郎
同　吉田巳之助

有功三等賞
小西石藏
同　小江久吉
同　小西石藏
同　山本秀三郎
同　問所伊太郎
同　瀬川吉之助
同　平井三次郎
同　平井吉之助
同　内田松之助
同　山下象三郎
同　河田樂太郎
同　福村富三郎
同　田中弘
同　大塚治太郎
同　高橋登次郎

◆友仙部總會　當業は年來の不況を後ゝ業勢振はゞ兎角沈睡勝ちなる所より注文品の蒐集に熱衷する結果染價は次第に低落し殆んと收支の償はさる程度に陥り同業者の不利益此上なき所より相互に反省する處ありて今にして救濟の方法を講せざれば又救ふべからざる悲境に陥るべしと何れも自省する處ありて本月二日午後一時より總會を開催し協議を凝らしたる結果今後は染價の競爭は慎み寧ろ技術の競爭を以て得意先に當り正當なる染價の下に優秀なる製品を提供するの方針を立て之を實行することを決議し得意先に對しても豫め左の依頼書を發し同業者は同一歩調の下に活動し其目的を達することゝしたり　即ち

前略就テハ友仙業者ハ平素御愛顧ヲ蒙リ辱ナキ儀一統ヲ代表シテ厚ク御禮申上候却説經濟界ハ年來不況ノタメ業務振ハズ自然染注文數量ノ減少ヨリ同業者間ニ於ケル染價ノ競爭トナリ漸次混亂狀態ニ陥リ爲メニ收支ノ償フモノナク殆ント生活上ノ骨威ヲ受クル折柄更ニ關稅ノ改正トナリ既ニ實行セラレシヨリ染料價格ノ向上トナリ一層ノ打撃ヲ受ケ申候於是之ニ對スル救濟方法ヲ求ムルタメ頃日同業者總會ヲ開キ協議致候結果此際ハ一ニ染價ノ標準ヲ改正シ之ヲ實行スルヨリ外策ナキモノトナリ決議ニ基キ近日當業者ハ御伺ノ上詳細事情ヲ陳述仕リ染價改正ニ御同意ヲ願ヒ出ヅヘ

姫路產業博覽會審査授賞者

金牌　鳥田喜二郎
銀牌　木内晴三郎

© Kyozomekai

キ苦ミ有之候條何卒願意御許慈可被下此段御願申上候敬具

五月十五日以降實行すべき染價は左の標準に據るものとするも七月に至り更に改正値段を制定し發表する筈なり

一羽二重及縮緬甲上壹疋　金拾五圓以上
一同　同　甲中同　金拾壹圓以上
一同　同　甲下同　金八圓五拾錢以上
一同　同　乙上同　金七圓以上
一同　同　乙中同　金五圓五拾錢以上
一同　同　乙下同　金四圓五拾錢以上

尚は友仙染技術の眞髓を公表する方法として六月四日八阪倶樂部に於て陳列會を催し沉く一般へ縦覧せしむる筈なり

◆使用染料高　本年三月市勸業課と協議調査せし當組合員の十四年度中に於ける使用染料數は左の如しと雖ども之れとて正確なるものとは認められざるものなるが當業者に就き調査せし結果は

内地製品		
鹽基性染料	四七四一斤半	一四五六三七円
直接染料	八五九〇	二〇一七六〇
酸性染料	六二〇〇三	八六八八六
媒染々料	三〇〇九四	五一〇九九
硫化染料	五〇五八〇	二五二六
其他	三〇一三五	二九三九八二
計	六六四四九五	八二一〇九五
外國製品		
鹽基性染料	一五六八六封度	五六三三円
直接染料	四七三〇九二	二三三一四七
酸性染料	三〇一九五	八一〇〇〇
媒染々料	八四四九五	七三九五五
硫化染料	四九一九五	三六〇三
其他	高五六五	五二五九七
計	一六〇四四二	三六二九一九五
總計	三三四二九一	四四四三九一

◆毛斯綸友仙部　京都に於ける毛斯綸業として當組合組織當時は僅かに二三戸に過ぎず其業態も普通友仙と大差なき所より友仙部に包括し取扱ひ來りたるも明治卅五年以後は漸次其數を増加せりと雖ども未だ一部として分離する迄には至らず依然友仙部内の一部として處理せられ西洛北九條伏見の各地方に散在し統一上不便なるのみならず友仙部員と同一の行動を採るは事實困難なる所より年來獨立部となし總て業務上の方針を一定せんことを希望し其進行に勗めたるも何分之を實行するには組合定款の改正をなし之の意義を明かせざるへからず且つ友仙部の意向を確かめるや必要上延引し來りたるも組合始め各方面に於ても獨立部となすの意見多きに基き四月十九日の有志會を開き洛西洛北九條伏見の同業者中より四名づゝの代表者を招集し諸般の打合をなし其結果神崎藤吉八木秀次郎菱田新三桐橋吾作上治仲藏朱鑑次郎岩田朝吉松村直藏伊藤豊村井乙次郎村井助三郎芝村久次郎尾崎幾藏中川元次郎赤坂覺太郎酒井柳太郎山田吉太郎の諸氏を組織委員に擧げ其事務を一任せり其後當業者は屢々總會を開き諸般の打合せをなし部規約の起草を終へ之を基き役員の選擧を行ふべく要求せられたるを以て組合は五月十九日總會を招集し未だ定款改正の實行以前にあれば正式に一部と認めての會議とするを得ざるも便宜上假決議をなし後日正式の手續を履む事の宣言をなし部規約の議事を終へ役員選擧を行ひたるに左の通り當選せり

部長　神崎藤吉氏
副部長　岩田朝吉氏　中川元次郎氏
出納役　朱鑑次郎氏
部代議員　山田吉太郎氏　菱田新藏氏
村井乙次郎氏　尾崎幾藏氏
村井助次郎氏　飯田平之助氏
酒井柳太郎氏　高橋德次郎氏
松村熊藏氏　赤坂覺太郎氏
三品清三郎氏　西村梅太郎氏

◆最近歐洲に於ける實地染色法の一瞥（前號のつゞき）

各種器械の構造大さなどの解説は有用なるも紙面が許さない故に一般的立場から器械構成材料と設計につき主要點二三を論せん。先づ第一に木材は今日も尚最重要なる構造材料の一として數へられ特に反染機と絞染機に用ひられてゐる。松及アメリカン・レッド・ウードは其目的に對して大切である。グリーン・ハートはインジゴ染色に使用するハウキング・マシンの木製々多くなり其頂きに蒸氣の透れる漏斗形を設備し使用者の爲め機の兩側にスタフィング・ボックスを設けて便せしむ。木は熱の不良導体なるが故に開放で染色を行ふものと比較して此式によるものゝ方染色が完全に行はれ時間の節約を爲し得るや疑はない。錆鐵製容器に枠と木製ロールを備へたものは今も尚或種の染色に使用せられてゐる。ジガー染色機は相變らず錆鐵又は木で造り木製又は合成ロールを備ふ又花崗岩が用ひらるゝこともある。染色槽は二十五・五十或は約百ポンドの羅糸又は人絹を絽の形で染め得られ多くは木製である。其形は長方形を成し絽糸約百ポンドを染色し得るもので巾二呎六吋長さ十二呎乃至十六呎、深さ三呎である使用に都合よき高さに床上に据へるそこで約二ポンドの糸を一本の棒に掛け得る故に五十本の棒を要するものとして考慮しなければならぬ。假底はありても無くてもよい、加熱の目的には普通間接蒸氣力に依り併せて細い直接吹込蒸氣パイプを備ふ。他に種々の材料を明示せられ又實際に上述の如き機械を造るに用ひられたけれ共木や鐵を鐵屑箱に投棄せしめ得るに足るものは表はれないやふである。僅に木製の手工用器に代りて使用せらる所の器械にさへも代用し得るものが出來ないのである。最後附加へ度きはハスソン及クローデル、ウエルドン染色機として普く知られてゐる器械でありて後者を造るには金屬が多分に用ひられてゐる。特に酸性浴で染色を行ふ時に屢表はるゝも色のタスミを帶びる事は木製槽を用ひた事に銅製槽を用ひる時に多き事を注意すべきである。斯かる場合ホスホール、ブロンズを用ふれば少く高價につくが良い結果を與ふ。中性又はアルカリ性液（硫化物の存在なしに）を用ふる場合モネルメタルの使用は注目に値す。硫化染料を絶に應用するには普通鐵製染色槽又はも用ゐる用ふ。特別のものには硝子質のエナメル槽を用ひ又稀引の銅、エボナイト、ゴム、石器等のいずれも効果充分なるものがあるホスフェート、ブロンズ及モネルメタルは高價なれ共亞米利加にはなく賃用せられてゐる。普通密閉式染色機は圓形であり又多くの染色槽は圓形或は長方形であるて何れも木又は金屬製である。（續き）

染料ノ伸ヲ増ス
ロージング
（劑解溶料染）
◎ロージングデ染料ヲ溶シ二スト一割乃至四割ノ濃度ヲ増シマス
◎ロージングデ染料ヲ溶シ二スト星ヤ地斑ガ出來マセン
◎ロージングハ直接、酸性、鹽基各性ニ混合出來マス　試用半封度入　八拾五錢也
説明書使用法並ニロージング染料溶解シタル寫染ト在來ノ寫染トノ濃度比較試驗表ヲ進呈致シマス
寫染界ノ一大驚異
京都市三條通堀川東
住　檢具染料化學工業品
竹谷長三良商店
電話本局一六七七番
壜化甚土カセインゴム
賣貢元

京都染物同業組合月報
第二百三十號
發行兼編輯人　新野貞愚
印刷人　森本文次郎
京都市堀川通竹屋町下ル
發行所　京都染物同業組合事務所
電話本局一六七七番

公示

◆公示第十四號

左記ノモノ職工徒弟契約ヲ終了シ又左記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

大正十五年六月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

小紋染部員小林鶴三郎徒弟　井上善五郎
形彫部員　中川國太郎ゞ　吳村愛太郎
浸落部員　東原利三郎ゞ　松山源治郎
糊置部員　安井滋三郎ゞ　中野平治郎
〃　〃　〃　前田浅治郎
〃　〃　〃　赤崎吉松
〃　〃　〃　濱川伊八
〃　〃　〃　高野信作
〃　〃　〃　齋藤梅次郎
〃　〃　〃　中川實作
茶染部員　木村勘兵衛ゞ　其穣小梅
〃　〃　〃　伊尾なか
〃　〃　〃　禮田ヲチヲ
糸染部員　園田市太郎　吉村米吉

◆公示第十五號

左記ノモノ組合定款第十六條ニヨリ屋入契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正十五年六月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員田中　寅吉徒弟　林　勝次郎
茶染部員　木村勘兵衛ゞ　井尻　コヲタ
〃　〃　〃　湯浅　ハルエ
〃　〃　〃　二四下　ゆゐ

雜錄

◆莫斯倫染部總會　同部組織後第一回の總會を本月廿二日午後一時より開催し神崎部長より今日迄の經過を報告し部規約に就て附議し別項の如く決議せられ以て染價標準を制定し之れ亦可決せられ更に十五年度部經費の收支豫算を附議し何れも別項の如く決議せり

莫斯倫染部々規約

第一條　當部ハ京都染物同業組合定款ニ準據シ之レヲ設置ス
第二條　當部ハ莫斯倫染ヲナス營業者ヲ以テ組織シ莫斯倫染部ト稱ス
第三條　當部ノ事務所ハ京都染物同業組合事務所内ニ設置ス但シ事務取扱ノ都合上支部ヲ設クルコトヲ得
第四條　當部及役員ノ印形ハ左ノ通リ定ム
印形略ス
第五條　部員ハ協同一致シテ左ノ各項ヲ實行スルモノトス
一、斯業ノ改良發達ニ力メ利益ノ増進ヲ圖ルコト
二、營業取引上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スルコト
三、染價最低價格標準ヲ定メ之ヲ實行シ粗製濫造ヲ防遏スルコト
四、技術ノ研究及奬勵ノ方法ヲ設ケ之ヲ實行スルコト
五、職工徒弟ノ保育并ニ取締ヲナスコト
第六條　部員ハ注文主ニ對シテハ確實ナル取引ヲナシ部ノ規定セル染價標準以下ニ依リ粗惡品ノ注文ヲ受クヲルモノトス
第七條　部員ハ不正ノ行爲ヲ以テ同業者ノ注文主ヨリ注文ヲ受クヘカラス
第八條　部員ハ其注文主ヲ同フスルモノハ常ニ意志ノ疎通ヲ圖リ取引方法ヲ一定スヘシ
第九條　部員間ニ於テ營業上ニ關シ紛議ヲ生シタルトキハ部長ニ申出テ其解決ヲ求ムヘシ
第十條　部員ハ其注文主ト染價ノ協定ヲナシ請負セタル染物代金ノ支拂ヲナサヽルトキ又ハ不當ノ値引ヲ强ユル注文主アルトキハ部長ヲ經テ組合組長ニ處分ノ申請ヲナスヘシ
第十一條　部長組合長ノ處決方法ニ對シ異議アルトキハ其理由ヲ具申シ再調査ヲ求ムルコトヲ得ルモ再調査決定ニハ不服ノ申立ヲナスヲ得ス
第十二條　部員ハ部規約規程及決議事項ヲ遵守スヘシ
第十三條　部員ニシテ職工徒弟ヲ雇入レ又ハ解雇シタルトキハ七日以内ニ組合ニ届出ツヘシ
第十四條　部員ハ組合ノ登記公示ヲ經タル職工徒弟ハ其傭主ノ許諾ナクシテ使用スヘカラス
第十五條　部員ハ開廢業轉居其他營業上ノ異動セシトキハ三日以内ニ部長ヲ經テ組合ヘ届出スヘシ
第十六條　部員ニシテ廢業届出ノ手續ヲ怠ルトキハ其手續ヲ了スル迄ハ本部ニ對スル責務ヲ免ルヽヲ得ス
第十七條　部員ハ部ノ役員代議員委員ニ選擧セラレ又ハ選擧スルヿ
第十八條　部員ハ部ノ事務ニ干與シ又業務會計財産ニ關シ部長ニ説明ヲ求ムルヿヲ得
第十九條　部經費及部會ニ於テ決議セシ負擔ヲ分任スルコト
第二十條　役員又ハ其命ヲ受ケタル職員ノ臨檢諸簿ニ對シテハ確實ニ答辯シ抗拒スルヿヲ得ス
第二十一條　役員數ハ左ノ通リトス
一、部長　一名
二、副部長　二名
三、會計　一名
第二十二條　役員ノ責務ハ當部地區内ニ於テ三ケ年以上營業セル二十五年以上ノ男子タルヿ但シ營業主ノ代理權ヲ執行スル業務擔當者ハ代理スルヿヲ得
第二十三條　重要物産組合法及組合又ハ部ニ於テ違反處分ヲ受ケタルモノニシテ三ケ年ヲ經過セサルモノ及組合、部ノ經費ヲ怠納セルモノハ其間役員タルヿヲ得ス
第二十四條　役員ノ權限ハ左ノ如シ
一、部長ハ部ノ事務ヲ總理シ部ヲ代表ス
一、部長ハ部會及總會ヲ招集シ其議長トナルコト
一、副部長ハ部長ヲ補佐シ部長事故アルトキハ代理ス
一、會計ハ部經費ノ收支並ニ會計用度ノ事務ヲ掌理シ其財産ヲ保管ス
一、役員ハ部會、總會ニ提出スヘキ議案報告ヲ編成ス
第二十五條　役員ハ部員中ヨリ選擧シ當選ハ得票多數ニ依ルモ同數ナルトキハ年長者ヲ同年ナルトキハ抽籤ヲ以テ之レヲ決ス
第二十六條　役員ノ任期ハ二ケ年トシ組合定款規定ノ理由アルニアラサレハ辭任スルヿヲ得ス
第二十七條　役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ直チニ補缺選擧ヲ行ヒ前任者ノ殘任期ヲ補充ス
第二十八條　當部ハ重要ナル事項ヲ審議シルタノ部會ヲ設置ス
第二十九條　部會代議員ハ十二名トス
第三十條　部會代議員ノ選擧ハ第二十四條ノ條項ヲ準用ス
第三十一條　部會ノ權限ハ左ノ如シ
一、部ノ利害ニ關スル事項
一、部規約第五條ニ關シ必要ナル實行規程ノ編制及委員ノ選定
一、違反處分ニ關シ調査事項
一、部經費收支豫算及決算
一、組合組長及部長ノ諮問其他必要ト認ムル事項
第三十二條　會議ノ招集ハ三日以前ニ其目的ノ時日場所ヲ通知スルモ默急ノ事項ハ十二時間迄短縮スルヿヲ得
第三十三條　會議ハ代議員二分ノ一以上ノ出席ナキトキハ開會ヲスルヿヲ得ス但シ同一議事ニシテ再召集ナルトキハ三分ノ一以上ノ出席ニ依ルヿヲ開ク
第三十四條　染價最低價格ノ制定ニ關スルモノ及之レカ實行ニ必要ナル規定ノ編制ニ就テハ總會ノ決議ニ據ルヘシ
第三十五條　會議ハ臨時定期ノ二種トシ臨時會

© Kyozomekai

ハ緊急事項アルトキ之ヲ開キ定期總會ハ一月七月兩期之ヲ開キ踏般ノ報告ヲナス

第三十六條　會議ニ缺席セントスルヤハ開會時刻前ニ缺席届ヲ部長ニ差出スコトヲ要ス

但シ臨時總會ノ場合缺席セントスルヤハ部員ニ委任シタル決議權ヲ行フコトヲ得

第三十七條　會議ハ議事錄ヲ作リ其決裁事項又ハ議案賛成者ノ氏名ヲ記錄シ代議員二名之ニ署名シ保存スヘシ

第三十八條　決議事項ハ部長ヨリ組合組長ニ報告シタル後ニアラサレハ實行スルヲ得ス

第三十九條　部會代議員ノ資格任期及補缺ニ關シテハ役員ノ項ヲ準用ス

第四十條　會計ニ關スル規定ハ京都染物同業組合定款ノ規定ヲ準用ス

第四十一條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アリタルモノハ五拾圓以上貳百圓以下ノ違約金ヲ科ス

一、染價最低價格標準ノ實行規定ニ關スル違反行爲

一、規約第六條第七條第八條ニ據ル違反行爲

アルトキ

一、取引停止ノ公示ヲ受ケタル注文主ヨリ同種類ノ注文ヲ受ケタルモノ

一、部員カ登記及公示ヲ受ケ僱使中ノ職工徒弟ヲ傭使シタルモノ

第四十三條　部員ニシテ左ニ掲ケタル行爲アルモノハ五圓以上貳拾圓以下ノ違約金ヲ科ス

一、正當ノ理由ナク役員委員又ハ其命ヲ受ケタル職員ノ調査事項ニ係ル臨檢ヲ拒ミタルモノ

一、正當ノ理由ナク部長ノ召喚ニ應セサルモノ

一、職工及徒弟ヲ僱使シ登記ヲ受ケサルモノ及之ヲ解約シ登記取消シヲナサヽルモノ

一、登記要件ノ變更ヲ生シタルトキ其手續ヲナサヽルモノ

第四十四條　前條ノ違約者アルトキハ部長ハ部會ヲ招集シ其事實ヲ調査シ處分ノ執行ヲ組合組長ニ申請スヘシ

第四十五條　本部規約ニ記載ナキ諸項ハ京都染物同業組合定款ノ規定ニ準ス

第四十六條　本部規約ニ疑義ヲ生シタルトキハ部長北島定次郎の兩氏代議員全部の辭任せるあるを以て去る十八日補缺選擧を行ひたるに部長に北島定次郎氏副部長に横井政秀氏當選就任し十九日更に部代議員の選擧を行ひたるに會計に中村治三郎、代議員に山口榮次郎田中梅造前田忠三郎高村金松大野藤太郎米津松太郎福岡清次郎高橋新六の諸氏にて總ての役員を一新したるを以て本年度よりは大に部の活動をなす方針を計畫中なるが本年度下半期に於ける加工賃改正に關し廿三日正副部長は西田組合理事と同道し木嶋京整會組合へ出張し其實行上に關する交渉をなし承諾を求めたり

◆湯熨斗部々會　去る廿一日部會開催上半期に於ける部事業成績に關する調査をなし七月總會を催し取引上に就ての方針を定ひることに就て協議せり

◆改正工場法工業勞働者最低年齢法

工場法（明治四十四年三月廿八日）（大正十二年三月廿九日）（法律第四十六號）（法律第三十三號改正）

（●印ノ條項ガ改廢セラレタルモノナリ）

第一●條　本法ハ左ノ名號ノ一ニ該當スル工場ニ之ヲ適用ス

一、常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

二、事業ノ性質危險ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勅令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第二●條　削除

第三●條　工場主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ通算ス

第四●條　工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得

第五●條　削除

第六●條　削除

第七●條　工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ就業時間中ニ於テ設クヘシ前項ノ休憩時間ハ一齊ニ之ヲ與フヘシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限リニ在ラス

夏季ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間ヲ設クル場合ニ於テハ工場主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ超ユル時間以内就業時間ヲ延長スルコトヲ得　但シ其ノ延長時間ハ一時間ヲ超ユルコトヲ得ス

第八●條　天災事變ノ爲又ハ事變ノ虞アル爲必要アル場合ニ於テハ主務大臣ハ事業ノ種類及地域ヲ限リ第三條、第四條及前條ノ規定ノ適用ヲ停止スルコトヲ得

避ケカラサル事由ニ因リ臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳　許可ヲ得テ期間ヲ限リ第三條ノ規定ニ拘ラス就業時間ヲ延長シ、第四條ノ規定ニ拘ラス十六歳以上ノ女子ヲ就業セシメ又ハ前條ノ休日ヲ廢スルコトヲ得　但シ急速ニ廃敗シ又ハ變質スル虞アル原料又ハ材料ノ損失ヲ防ク爲必要ナル場合ニ於テハ繼續四日以上ニ亘ラス且一月ニ付七日ヲ超エサル限リ行政官廳ノ許可ヲ受クルコトヲ要セス

臨時必要アル場合ニ於テハ工業主ハ其ノ都度豫メ行政官廳ニ届出テ一月ニ付七日ヲ超エサル期間就業時間ヲ二時間以内延長スルコトヲ得

季節ニ依リ繁忙ナル事業ニ付テハ工業主ハ一定ノ時間ニ付豫メ行政官廳ノ認可ヲ受ケ其ノ期間中一年ニ付百二十日ノ割合ヲ超エサル限リ就業時間ヲ一時間以内延長スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ認可ヲ受ケタル期間内ハ前項ノ規定ヲ適用セス

第九●條　工業主ハ十六歳未滿ノ者及女子ヲシテ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危險ナル部分ノ掃除、注油、檢査若ハ修繕ヲ爲サシメ又ハ運轉中ノ機械若ハ動力傳導裝置ノ危險ナル部分ノ近傍ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

但シ其ノ就業ニ因リ生スル危險ニ對シ必要ナル防護ヲ爲シタルトキハ此ノ限リニ在ラス

第十●條　工業主ハ十六歳未滿ノ者ヲシテ毒藥、劇藥其ノ他有害物品又ハ爆發性、發火性若ハ引火性ノ物品ヲ取扱フ業務及著シク塵埃、粉末ヲ飛散シ又ハ有害瓦斯ヲ發散スル場所ニ於ケル業務其ノ他危險又ハ衛生上有害ナル場所ニ於ケル業務ニ就カシムルコトヲ得ス

第十一●條　前二條ニ掲ケタル業務ノ範圍ハ主務大臣之ヲ定ム

前條ノ規定ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十六歳以上ノ女子ニ付之ヲ適用スルコトヲ得

第十二●條　主務大臣ハ病者又ハ產前產後者ハ生兒哺育中ノ女子ノ就業ニ付制限又ハ禁止ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第十三●條　行政官廳ハ命令ノ定ムル所　依リ工場及附屬建設物貴設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ行政官廳ハ工業主ニ命シタル事項ニ付必要ナル事項ヲ職工又ハ徒弟ニ對シ命スルコトヲ得

第十四●條　當該官吏ハ工場若ハ其ノ附屬建設物ニ臨檢シ又ハ就業ノ禁止制限ヲ爲スヘキ疾病若ハ傳染ノ虞アル疾病ニ罹レル疑アル職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ證票ヲ携帶スヘシ

第十五●條　工業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ職工カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

第十六●條　職工徒弟、職工徒弟タラムトスル者若ハ工業主又ハ其ノ法定代理人若ハ工場管理人ハ職工徒弟又ハ職工徒弟タラントスル者ノ戸籍ニ關シ戸籍事務ヲ管掌スル者又ハ其ノ代理者ニ對シ無償ニテ證明ヲ求ムルコトヲ得

第一條　當部ハ染價最低價格實行規程ノ工況ニ應シ之ヲ改正ス

一新柄極一友仙一切染價金　五圓　以上

一上オール　〃　金四圓貳拾五錢以上

一並オール　〃　金參圓貳拾五錢以上

一中　友仙　〃　金貳圓七拾五錢

一板揚着尺　〃　金　四　圓以上

一レヅキ極一　〃　金參圓貳拾五錢

一同　並　〃　金貳圓貳拾五錢

一ビース染　〃　金參圓貳拾五錢

一引染着尺　〃　金貳圓貳拾五錢以上

第二條　染價最低價格標準ノ實行スルモノトス

第三條　染價最低價格ハ大正十五年七月一日ヨリ實行スルモノトス

第四條　部員ハ染價標準以下ヲ以テ染注文ニ應スヘカラス

第五條　注文主ニ對シテハ誠實ナル取引ヲナシ技術上ニ注意ヲ粗忽ナル染上ケヲナスヘカラス

第六條　注文品ニシテ染價標準ニ據ラス特ニ粗製ノ注文アルトキハ之ヲ拒絶シ部長ヨリ一般部員ヘ報告ノ手續キヲナスヘシ

第七條　染價標準實行ノタメ異動セル注文主ト認ムルトキハ前ノ出入セル同業者ニ報告シタル後ニアラサレハ其注文ヲ受ケサルモノトス

第八條　同業者ニシテ染注文ヲ蒐集スルタメ外交員ヲ使用シ之カタメ部員ニ不利益ヲ與ヘタルトキハ其責ニ任スヘシ

第九條　本規程ヲ實行スルタメ現任部役員及代議員ヲ實行委員トシテ其監督ノ任ニ當ラシム

第十條　本規程ニ關スル違反處分ハ部代議員會ニ附シ其ノ決議ヲ經テ處分實行ハ組合組長ニ申告シテ之ヲ執行セシム

莫斯倫染部經費收支豫算

收入ノ部

一金壹千百七拾九圓也　總收入額

内譯

金六百四拾五圓也　一等戸一ヶ年拾五圓　四十三戸

一等戸一ヶ年拾五圓　二等戸一ヶ年拾貳圓　三十戸

金參百六拾圓也　三等戸一ヶ年六圓　廿九戸

金百七拾四圓也　支出ノ部　總支出額

一金壹千百七拾九圓也

内譯

金五拾圓也　文具費帖簿其他備附品

金五拾圓也　印刷費規約亭板等

金貳拾圓也　通信費郵便電信

金百八拾圓也　事務取扱諸經費

金貳百五拾圓也　會議費（役員會總會）

金參百圓也　勤業費

金貳百圓也　聯合會費

金參拾圓也　雜費

金百圓也　出張旅費等

右四期ニ徵收スルモノトシ各項流用スルコトヲ得

◆清水染布所同盟罷工　三條千本西入清水藤三郎氏の工場に於ては目下職工の同盟罷工に依り營業上困難を極め居る如く一般に認めらるゝ越きなるも事實は職工側の喧傳する程のものにあらで依然營業を繼續し最初より一日も休業せし事なきは實際なり元來同工場の職工は總じて百名のものを使用し居るが今回同盟せしものは四十餘名の雜役工にして技術關係のものは殆んどなきを以て斯かる程の人員は職業紹介所へ申込めば直に補充せられ得るのみならず現時は左程に多忙を極むることなき時期なるを以て工場に於ては本問題に就ては對岸の火災視し居れり尚は一片の通告書を發し復歸を促したるも之に應せざるを以て更に解雇の旨通告を發したる筈なり然るに職工側は持久戰とか糸彈演說とか熱心に運動せる趣きなれども一方工場に於ては我關せず焉の態度にあるを以て要する處對手なき喧嘩をなし居るに過ぎずと思はる且つ職工の要求する處のものは衛生上の改善と食料の改善を叫ぶものゝ如きも過半以上殘留せる職工は此問題に對し何らの苦情も謂はず亦職工側の言分にも賛成を表せず勤續する處を見れば果して同盟罷工までして之れが改善を叫ぶ必要あるや疑問とするは一般局外者の見る處なり同盟罷業をなせる人々は左の通りなり

朝鮮慶尚南道宜寧郡宜寧面東制義協長男　孝義　郡　十七年

同　密陽郡上東面高亭里

同　河鳳　壽　十五年

同　咸安郡內東面村里　朴　在　千　廿六年

同　晉州郡知水面鶴南里　金　甲　世　廿一年

同　密陽郡山外面茶師里　金　康　到　廿七年

同　同　宜寧面西洞　金　成　大　光武元年生

同　同　金海郡上東面高亭里　河　學　秀　十六年

同　同　上南面馬山里　呂　壽　東　廿二年

同　同　下南柏山里　孫　星　逸　卅三年

同　同　晉州郡智水面勝內里　千　命　遠　廿四年

同　清忠北道水間郡上村面興德里　梅谷面進坪里　吳　大　金　二十年

同　慶尚南道金海郡加耳面茶師里　金服主（小山利太郎）　卅四年

石川縣能登國鳳至郡櫛比村杓木　羽田市太郎　廿三年

同　同　町野村梨藏　十七年

同　同　本江吉太郎　十七年

同　同　櫛比村字猿橋　山口武次郎　廿三年

同　同　同　藤田周廣　廿三年

同　同　同　新谷安吾　廿五年

同　同　同　西野村廣江　千尺榮太郎　十七年

同　鹿島郡鐵尾村井田　米屋嘉與門　廿一年

同　珠州郡木郎村九里川尻　道端要太郎　廿七年

同　正院村飯塚　小谷由良一　十九年

© Kyozomekai

第十七條　職工ノ雇入、解雇、罰旋ノ取締及徒弟ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條　工業主ハ工場ニ付一切ノ權限ヲ有スル工場管理人ヲ選任スルコトヲ得

工業主本法施行區域内ニ居住セサルトキハ工場管理人ヲ選任スルコトヲ要ス

工場管理人ノ選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ法人ノ理事、會社ノ業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者及支配人ノ中ヨリ選任スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十九條　前條ノ工場管理人ハ本法及本法ニ基キテ發スル命令ノ適用ニ付テハ工業主ニ代ルモノトス但シ第十五條ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

工業主藝業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有セサル未成年者若ハ禁治産者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ於テ工場管理人ナキトキハ其ノ法定代理人又ハ理事、業務ヲ執行スル社員、會社ヲ代表スル社員、取締役、業務擔當社員其ノ他法令ノ規定ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ付亦前項ニ同シ

第二十條　工業主又ハ前條ニ依リ工業主ニ代ル者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條　正當ノ理由ナクシテ當該官吏ノ臨檢ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シ又ハ其尋問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虚僞ノ陳述ヲ爲シ又ハ職工若ハ徒弟ノ檢診ヲ妨ケタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條　工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ス但シ工場ノ管理ニ付相當ノ注意ヲ爲シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

工業主又ハ第十九條ニ依リ工業主ニ代ル者ハ其ノ代理人ニ付本法ニ違反シタルトキハ其ノ代理人ニ付亦本法ニ違反シタルトキハ其ノ代理人ニ付亦本法ニ違反シタルトキハ其ノ代理人ニ付亦

一、保險事故

本法に於て保險する事故は疾病、負傷、死亡及分娩の四である

二、被保險者

（イ）强制加入者

本法の施行に依り當然此の保險に加入する者を謂ふ、其の範圍は工場法の適用を受くる工場又は鑛業法の適用を受くる事業場（鑛山若は工場「殖山附屬」の工場に使用せらるゝ職員職工、鑛夫、守衛、小使等である、但し日傭人夫の如き臨時に雇傭せらるゝ者及職員にして一年の收入千二百圓を超ゆる者は除外せらる

（ロ）任意加入者

鑛物の採掘又は採取の事業、物の製造、修理解體等の事業、電氣又は動力の發生、傳導等の事業、土木工事又は建築工事其他運輸事業等法律が列記せる工業的企業を經營する事業主に於て其の使用人平數以上の同意を得て內務大臣の認可を受けたるときは其の事業に使用せらるる者は全部被保險者となる又一度被保險者と爲りたる者が轉業（「イ」に記述の工場又は事業場外の事業に轉じたるとき）又は失職したる場合に於て其時より溯りて一年內に百八十日以上又は其時迄引續き六十日以上被保險者たりし者は勅令の定むる期間內（二週間位の豫定）に申請するときは猶百八十日間引續き被保險者たることを得る

三、保險者

（イ）政府

健康保險組合に屬する被保險者を除き其の他の被保險者全部の保險を掌る、之が爲に政府は全國を通じて五十箇所の保險官署を設置する見込である

（ロ）健康保險組合（法人）

健康保險組合は一又は二以上の事業に付き被保險者となるべき者三百人以上を使用する事業主又は二人以上の事業主が聯合して被保險者數三百人以上となるとき被保險者牛數以上の同意を得內務大臣の認可を受けて之を設立する場合及一事業に付强制加入者五百人以上となるとき被保險者牛數以上の同意を得內務大臣の認可を受けて之を設立する場合に於ては其の事業に使用せらるる者の牛數以上の同意を得內務大臣の認可を受けて之を設立する場合及一事業に付强制加入者五百人以上となるとき被保險者牛數以上の同意を得內務大臣の認可を受けて之を設立する場合に於ては其の事業に使用せらるる者の牛數以上の同意を得內務大臣の認可を受けて之を設立する場合及一事業に付强制加入者五百人以上となるとき被保險者

一、見本現品締切　八月五日限リ
一、見本ノ詮衡
　申込品目並ニ現品ニ就キ商工省ハ推薦團体ト合議ノ上適宜査定ス
一、見本ニ關スル明示事項
　イ、品名(詳細)
　ロ、數量
　ハ、一個ノ長、巾、量目
　(中米及南米ハノートル法ニ據ルコト)
　ニ、檢出取引ノ際ニ於ケル包裝方法及其容積及重量
　ホ、内地檢査港積込値段
　(即エフ、オー、ビー某港幾何ト記スコト)
　ヘ、一ケ年ノ生産高
　ト、見本提出者ノ住所及氏名又ハ商號
一、其ノ他ノ事項
　イ、見本ノ内地運送ニ要スル諸費提出者ノ負擔トス
　ロ、見本多數ニ上ル時ハ海外ニ於テル運賃其ノ他ノ諸掛ヲ提出者ニ於テ負擔スルヲ要スルコトアルヘシ
　ハ、見本ニ關スル取引、通信、處分其ノ他ニ就テハ提出者ニ於テ旅商又ハ其ノ推薦團体ト直接交渉スルコト
　ハ、見本又ハ之ニ依テ行ハレタル取引ニ就キ商工省ハ一切其ノ責ニ任セス

試驗場記事

各種材料に「ログード」の應用法

「ログウード」は多くの人の知る如く熱帯地方例へばメキシコ、ハイチ、ジャマイカ、ホンヂユラス、其他南國地方に繁茂する植物である。此樹木を伐採して欧米の國々に輸出しこゝにて小さく切り削木機に掛けて削片となす。「チップ」は其まゝ染料に用ひ又は大仕掛の装置により染料を抽出するに用ふ、抽出せられた濃厚液は或强さに煮詰めて使用し或は固塊となし又は結晶体となして販賣するのである。近時或組染業者及皮革業者はチップを買入れ自家抽出を行ふものがある、斯すればエキス又は結晶を用ひて得ることの出來ない一種の茶を得るからである。

「ログード」の名稱は「ログウード」の轉訛であるとも云ふ。ログードチップはヘマトキシリンと其酸化して生ずるヘマチンを含だ木片である。ヘマチンは適當な媒染劑——例へば鉄、グロームと結合して黑色を生じアルミナと結合して青色、錫と結合して紫色となる。

酸　化　法

ヘマチンとヘマトキシリンの區別は前者は後者の酸化して生じたものと云へる。ログードをチップとし湿氣ある暖室内に置けば二三週間にして濃厚な青銅色となる此色を顯はすはチップが成熟し抽出し易くなりたのを示すものである。チップが普通の狀態で酸化せられ夫れを普通の狀態で抽出すれば十五%のヘマチンと八十五%のヘマトキシリンを含だエキスを得る言葉を換へて云へば十五%酸化せられたと云へる、酸化を充分に行へば百%までヘマチに酸化し得るのである。各製造所では夫々標準がありて其二者の含有割合を一定ならしめてゐる。或る目的には酸化の度の低きもの即ちヘマトキシリンを多く含有する方が良い例へば顔料の製造、絹の增量に用ふるが如き場合、又中等酸化のものは植物質、象牙、木材の染色に適し、高度に酸化せるものは羊毛、絹、皮革の染色に都合が宜しいのである。

ログードなる言葉はヘマチンにもヘマトキシリンにと考へらるゝが普通なるも現在の市場にてはヘマチンと稱するは酸化生成物であるとしログードは未だ酸化せられないものを云ふている。吾人はログードとヘチマンの區別を斯く考へ先づ絹糸に應用より初め順次他の各種染色に及ぶと思ふ。

絹染には精練絹——絹膠質のなきもの——及び半練絹——絹膠質の尚存在するもの——とに就て述べ、又增量染色と然らざる染色即ち純粹染色についても講述しやふ。茲に純粹染色と云ふとログード又はヘマチンにて絹を染色せんとせば金屬鹽の媒染を要するから事實上少しも增量しないものではない。

半練絹の染色及增量染色

半練絹と云ふは軟くて天然の味を持ち輕く撚を掛けた片撚糸である。豊麗な黑色と手觸り軟く光澤の少ひなる丈け增量しない染色を望ひので染桶に移す。第一工程は膠質を軟かくし絹を湿す、是れには絹膠質の全量の五%に相等する鹽酸を含む水に浸漬する、温度を華氏百四十度とし此内に四、五回繰り百八十度に昇せ尚數回操る、斯くて絹の膠質が充分軟くなるまで所理するのである。

絹膠質が軟である時は一度冷水を浸けて引揚げボーメ二十度の硝酸鉄液に一時間浸漬し後冷水にて暫く洗ひ、尚華氏百三十度の温水にて一度洗ふ、次に二十%のフスチック、エキスと四十%のジビジビ浸出液に清込み華氏百六十度と爲す暫く操りて引揚げ二度温水にて洗ひ尚一度冷水にて濕ぐ夫して五十%のオリーブ油石鹸と二十五%のヘマチン泥狀の染浴に入れ華氏百五十五度にて染色す。此工程で百十匁餘りの增量を爲す、尚多分の增量を必要するならばジビジビの量を增し黑色味を望むならばフスチックを增せば良い。

半練絹で尚一層增量し百四十匁乃至百七十匁加重させやふとせば糸を華氏百三十度の五%鹽酸に暫く浸漬して後冷水にて二度洗ひ三百%タンニン液に清け沸騰す多量ならば二度小量ならば三度沸騰して絹膠質を軟くす其まゝ一時間毎に操返して八時間放置するのである。

引揚げて二回温水にて洗ひ二回冷水にて洗ふ、次にボーメ四度の醋酸鉄液に三時間漬け手にて搾り棒に通して空氣中に二時間曝して後に冷水にて濕ぐ若し絹水洗機を用ふるならば五分間でよい。ガムビアーエキス十五%の浴に入れ又は舊液に十%を補充した液に入れてもよい、一時間華氏百二十五度にて操返し冷水にて良く洗ふ次で染色に移る、四十%オリーブ油石鹸、二十%ヘマチン泥狀を溶解した染浴を華氏百二十度とし暫く操作して次で百六十度に昇せ少時間操作す染揚りたものは艶麗な革のある黑色である夫して一ポンドにつき百五十四匁增量し得らる染色後絹は温水にて二度洗ひ仕上に膠と酸と油を用ふ、酸は絹に鳴りを與へ膠は毛羽を伏せ糸を滑かならしむるものである。

以上の説明は大要にか過きない若し異なった增量を望む人好ふによりて色相は各自の工夫で實

本練絹の純粹　黑染法

總て本練の絹は最初にオリーブ油石鹸で煮沸し絹膠質を除去せねばならぬ練の精練は其總であると布であるとによりて三〇—五〇%のマルセル石鹸を用ひ撚りの强弱によりて一—三時間煮沸する。

本練絹の黑染で古い方法は三浴法によるのであり清潔なる丈けで堅牢な黑染を得る、近時此方法を變化して撚りの良きを望ひよりも寧ろ短時間染色して行ふことに重きを置いた行り方に變化せり行ふことは三浴法と云ふのは絹を先づ硝酸鐵液のボーメ十度—二十度のもので一時間浸漬する、次に温水にて五度温水にて一度洗ふ、此温水で洗ふことは鐵分を固着し堅牢な染色を得るにがある又仕上の際に條を生じないであらふ。

第二浴は是れを作るに種々の方法がある。其簡單なものはフスチックエキス二十五%を用ひ華氏百五十度かに沸騰至らしめ一時間染色し次で二度温水で洗ひ最後に一度冷水にて濯ぐフスチックの代りにアエキス及十%のガンビアエキスが用ひらるゝこともある。鐵媒染ではパークエキスよりフスチックエキスの方が結果がよいのである、尚に碧土の媒染を施したものはパークエキスかフスチックエキスより良い結果を得る。此浴は華氏百五十度とし絹を入れヘに青黑く染まり着過るに及び殆ど黑色となりてくる。

第二浴に於て望ひ如き色を得たならば絹を二度温水にて洗ひ次に染色浴に移す、此第三浴は四十%の石鹸と三十%のヘマチン泥狀を含ひもので華氏百五十度に半時間所理する、場合に依りては百八十度又は沸騰に昇すことがある、高温に於ては書味が減じ厚に見へるものである此工程にヘマチン泥狀の代りにログードエキスを代用する事もある時はボーメ十度の硝酸鐵を用ひざれば其色相は餘り黑くなり過ぐるであらふ。一般操作方法は絹布も糸に於ける同様であるが糸の時は濃厚液を使用し時間を短かくして染着く染料も少なくて寸法が絹布は洗ひ液を使用して時間を長く要し同一色を染むるにも染料は多く要す、例へば絹糸を用ひたる場合第三浴は二十五—三十五%のヘマチン泥狀を要する時絹布は四十—六十

京都染物同業組合月報
第二百三十二號
登行兼編輯人　新野貞恵
印刷人　森本文次郎
京都市錦小路通竹屋町下ル
登行所　京都染物同業組合事務所
電話　上一六七七番

公示

◆公示第十七號

左記ノモノ職工徒弟契約ヲ滅敗ト雖記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

大正十五年八月廿五日
京都染物同業組合
組長　八木伊三郎
友仙染部員北村　賢作徒弟

◆公示第十八號

左記ノモノ組合定款第十六條ニヨリ屋入契約ヲ解除セリ此旨公示ス

大正十五年八月廿五日
京都染物同業組合
組長　八木伊三郎
友仙染部員井上清三郎徒弟　柳田　又吉

◆公示第十九號

左記ノモノ職工徒弟取締規定第九條ニ抵觸スルモノニ付組合員ニ於テ仲間ハズレトヲ停止ス

大正十五年八月廿五日
京都染物同業組合
組長　八木伊三郎
友仙染部員安綱吉太郎徒弟　上垣　秀雄

雜錄

◆京都府令第百五十一號　拜啓益々御榮昌の段慶賀の至りに不堪餘儀ハ御承知の如く本月一日より工業勞働者最低年齢法實施されたるが同法は工業勞働者の最低年齢を十四歳とし例外として尋常小學校の教科を修了したる者及本月一日現に就業しつゝありし十二歳以上の者に限り修學の方法を講じて引續き使用し得ることゝしたるが本法制定の精神は心身發達の最盛期にある小國民をして出來得る限り其の伸張を期せしむると共に義務教育の徹底を圖り國家百年の將來に憂を殘さゝらしめんことを期したるものにありて該法の適用を受くる工業の範圍に至つて廣汎なるを以て之が周知方法に就きては種々考策實行中に有之候得共若し其の間法令不知の爲違反者を出すが如きことありては洵に遺憾の至りに候條爲念同法及同法施行細則(府令)謄寫添附致置候に付貴組合員中同法第一條の規定に該當する工業經營者に對し適宜の方法を以て至急同法令周知方可然御配意相煩度此段及御照會候也

追て貴組合員御會合の機會に於て同法令の説明方御希望の向には其の當に應じ可申候に付日時、場所及集合豫定人員等豫め御申出相成度申し添候

◆京都府令第百五十一號

工業勞働者最低年齢法施行細則左ノ通定ム

大正十五年七月十四日
京都府知事　池田　宏

工業勞働者最低年齢法施行細則

第一條　十六歳未滿ノ者ヲ工業ニ使用スル場合ニ於テハ其ノ使用者ハ樣式第一號ニ依リ遅滯ナク之ヲ所出ツヘシ其ノ被使用者ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

前項ノ規定ハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニハ之ヲ適用セス

第二條　工業勞働者最低年齢法第三條ノ規定ニ依ル名簿ハ樣式第二號ニ依ルヘシ

第三條　本則ニ依リ知事ニ差出ス書類ハ所轄警察署ヲ經由スヘシ

第四條　第一條ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ處ス

附　則

本會ハ公府ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(樣式第一號)　(用紙ノ一頁ハ半紙半折大トス)

工業被使用者届　(大正　年　月　日届出)

使用者住所	市郡町村大字字番地	使用者氏名	寄宿	通勤	計
工業ノ種類			男	男	
			女	女	
作業場名			男	男	
			女	女	
被使用者現在數	寄宿	通勤	計		
男					
女					
十二歳以上十四歳未滿ノ者					
十四歳以上十六歳未滿ノ者					
計					
備考					

(樣式第二號)　(用紙ノ一頁ハ半紙半折大トス)

男女	氏名	生年月日	本籍	住所	履歴	履歴	屋入	解屋	雇

記載心得

一、履歴欄ニハ學歴ニ付テハ尋常小學校ノ教科ヲ修了シタル者ニ在リテハ尋常小學校ノ教科ヲ修了セザル者ニ在リテハ其ノ修了シタル尋常小學校名及修了年月ヲ尋常小學校ノ教科ヲ修了セザル者ニ在リテハ其ノ旨ヲ記載シ又業務上ノ履歴ノ概略ヲ記載スヘシ

二、屋入欄ニハ屋入又ハ屋入更新ノ年月日、屋入期間ノ定ノアルモノハ其ノ期間其ノ他屋入ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ

三、解屋欄ニハ解屋ノ年月日、事由其他解屋ニ關シ重要ナル事項ヲ記載スヘシ、被使用者死亡シタルトキハ本欄ニ其ノ年月日、死亡ノ原因、死亡ニ至ル迄ノ經過ヲ記載スヘシ

四、名簿作成ノ當務者ハ雇欄其ノ他便宜ノ場所ニ作成ノ年月日ヲ記載シ署名又ハ捺印スヘシ

◆健康保險法要旨　健康保險法は現政府社會施設の一として改正工場法と共に七月一日から實施せられ其の内の保險給付並に其の分擔に關する規定は大正十六年一月一日より實施せらるゝことになつてゐる

左にその要綱を採錄する事にする

一、保險事故

本法に於て保險する事故は疾病、負傷、死亡及分娩の四である

二、被保險者

(イ)　强制加入者

本法の施行に依り當然保險に加入する者を謂ふ　其の範圍は工場法の適用を受くる工場又は鑛業法の適用を受くる事業場(鑛山若くは工場—鑛山附屬)の工場に使用せらるゝ職員職工、鑛夫、守衛、小使等である、但し日傭人夫の如き臨時に雇傭せらるゝ者及職員にして一年の收入千二百圓を超ゆるものは除外せらる

(ロ)　任意加入者

鑛物の探掘又は採取の事業、物の製造、修理解體等の事業、電氣又は動力の發生、傳導等の事業、土木工事又は建築工事、其他運輸事業等法律が列記せる工業的企業を經營する事業主に於て其の使用人半數以上の同意を得て内務大臣の認可を受けたるときは其の事業に使用せらるゝ者は全部被保險者となる、又一度被保險者となりたる者が轉業(イ)に記載の工場又は事業場外の事業に轉したるとき)又は失職したる場合に於て其の時より溯りて一年内に百八十日以上又は其の時迄引續き六十日以上、被保險者たりし者は勅令の定ひる期間内(二週間の豫定)に申請するときは猶百八十日間引續き被保險者たることを得

三、保險者

(イ)　政　府

健康保險組合に屬する被保險者を除き其の他の被保險者全部の保險を掌る、之れが爲め政府は全國を通じて五十個所の保險官署を設置

© Kyozomekai

する見込である

（ロ）健康保險組合（法人）

健康保險組合は一又は二以上の事業につき被保險者となる可き者三百人以上を使用する事業主又は二人以上の事業主が聯合して被保險者數三百人以上となるとき被保險者半數以上の同意を得て之を設立する場合及一事業に付き强制加入者五百人以上を使用する事業主が內務大臣より命ぜられて之を設立する場合がある、之等の組合は政府の監督を受け役員の如きも勞資双方から選出せらるゝて凡て自治的に管理さるゝ見込である

四、保險給付

保險給付は大體左の五種であるが非故發生に付き被保險者に責任がある場合給付をなす必要なき場合等に於て給付を爲さゞる場合がある

（イ）疾病又は負傷に關する給付

（一）療養醫師の診療（診斷、投藥、手術）等を受けしめ特に必要ある場合には入院せしむることもある

又特殊の場合には療養に代へて療養費を與へ本人の意に任せることもある療養を爲さしむる期間は左の傷病手當金の場合に略同し

（二）傷病手當金

病に罹り又は負傷したる爲め勞働に從事すること能はず因りて賃金を受けざる者には右の療養の外本人及家族の生活費として之を支給するのである、此の手當金は傷病か業務上のものなるときは勞働不能の即日より業務外のものなるときは其の第四日目より報酬日額の六割（例者日給一圓のものには六十錢）を支給する而して支給期間は業務上の傷病に付ては一回百八十日限り其の他の傷病に付ては一年間を通じて百八十日を限度とする尤も本人を病院に入院せしめ療養を施す場合には家族の數を勘酌して幾分手當金の額を減することゝなる

（ロ）分娩に關する給付

（一）分娩費　分娩したる場合金二十圓を與へる、出產手當金　出產前後勞働不能の一定期間（此期間は勅令を以て定めらるゝ筈なる大體産前六週間産後十週間位の見込）報酬日額の六割を以て支給するのである

（二）分娩費用の分擔

（イ）費用及健康保險組合に於て其の組合員たる被保險者に對し給付する費用の十分の一を國庫より支辨する、但し其の總額は被保險者一人に付き一年平均二圓の割合を超ゆることはないが國庫負擔總額は年四百萬圓に達する見込である

（二）事業主及被保險者負擔　保險の費用として事業主、被保險者より保險料を徵收する勞資各半額を負擔するのが原則であるが健康保險組合に屬する者にあつては事業主の負擔の割合を增加することを得る、又危險なる事業や衛生上有害なる事業に使用せらるゝ被保險者又は少年工、見習工の如き少額の賃銀を受くる被保險者に付ても亦事業主の負擔割合を增加することがある、其の少額賃金の程度負擔割合等は勅令を以て定められる被保險者の負擔する保險料の額は一日に付き報酬日額百分の三を最高とする（例者日給一圓の者は一日三錢一ヶ月九十錢迄である）但し被保險者の扶養者被保險者に關して被保險者とならざる者は保險料の全額を負擔するのである

以上の給付を受ける者は分娩前一定の期間（勅令を以て定めらる、筈なるも大體半年位の豫定）被保險者たりしことを要するのであるも、又出產の場合には分娩費、及出產手當金を支給するのが原則であるが、場合に依り產院に收容するか、產婆或は醫師をして助產手當を爲さしむることもある、此の場合には分娩費や出產手當金の支給額を幾分減する見込である、而して此の分娩に要する給付は被保險者の資格喪失後一定の期間內に分娩したる場合にも支給するのである

（ハ）死亡に關する給付

埋葬料　葬儀費用として報酬日額の二十日分に相當する金額を遺族に（遺族なきときは葬儀を行ひたる者）に支給する、但し其の額は二十圓を下ることはない（日給一圓未滿の者は日給一圓と同一の結果となる）而して此の埋葬料は被保險者の資格喪失後九十日以內に死亡したる場合にも支給する

五、保險給付費用

（イ）費用の分擔

（一）國庫の負擔　政府に於て管掌する保險の給付、費用及健康保險組合に於て其の組合員たる被保險者に對し給付する費用の十分の一を國庫より支辨する、但し其の總額は被保險者一人に付き一年平均二圓の割合を超ゆることはないが國庫負擔總額は年四百萬圓に達する見込である

（二）事業主及被保險者負擔　保險の費用として事業主、被保險者より保險料を徵收する勞資各半額を負擔するのが原則であるが健康保險組合に屬する者にあつては事業主の負擔の割合を增加することを得る、又危險なる事業や衛生上有害なる事業に使用せらるゝ被保險者又は少年工、見習工の如き少額の賃銀を受くる被保險者に付ても亦事業主の負擔割合を增加することがある、其の少額賃金の程度負擔割合等は勅令を以て定められる被保險者の負擔する保險料の額は一日に付き報酬日額百分の三を最高とする（例者日給一圓の者は一日三錢一ヶ月九十錢迄である）但し被保險者の扶養者被保險者に關して被保險者とな

京都染物同業組合月報

第二百三十三號
発行兼編輯人　新野貞愚
印刷人　森本文兵衛
京都市柳馬場通竹屋町下ル
発行所　京都染物同業組合事務所
電話　五一六七番

公示

◆公示第二十號

左記ノモノ職工徒弟契約ヲ解除シ左記ノ手續ヲ了シタリ此旨公示ス

大正十五年十月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

小紋染部員辻　德藏徒弟
〃　見玉　勘六〃
浸落部員　山田　幸造〃
〃　西島康太郎〃
〃　畠中增次郎〃
友仙染部員河野　儀〃
〃　中藏二太郎〃
〃　仲佐　義雄〃
〃　松田　元次郎〃
〃　山戸　忠志〃
〃　中藏　松太郎〃
〃　宮本　太吉〃
〃　高橋　浅次郎〃
〃　高橋　明治〃
〃　高橋　照家〃
〃　金原　國美〃
〃　村松　繼壽〃
〃　佐藤　齊一〃
〃　林　愛二〃
〃　久保　清造〃
〃　井上　鹿次〃
〃　駒　正巳〃
〃　關　勝治〃
〃　仲佐　義雄〃
〃　松田　元次郎〃
〃　仲佐　三太郎〃
〃　山戸　忠志〃
〃　中藏　松太郎〃
〃　宮本　太吉〃
〃　高橋　浅次郎〃
〃　高橋　明治〃
〃　高橋　照家〃
〃　金原　國美〃
〃　森　清治郎〃
〃　村松　繼壽〃

◆公示第二十一號

左記ノモノ組合定款第十六條ヲ以テ解除セリ此旨公示ス

大正十五年十月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

浸落部員　中川松次郎徒弟
小紋染部員渡邊　源七〃

◆公示第二十二號

左記ノモノ職工徒弟取締規定第九條ニ抵觸スルモノニ付組合員ニ於テ使傭スルコトヲ停止ス

大正十五年十月廿五日

京都染物同業組合

組長　八木伊三郎

友仙染部員河野　儀徒弟　關　政治
〃　西田　靜〃　山本　衛一
〃　〃　〃　